

論文審査の結果の要旨

報 告 番 号	博（生）甲 第162号	氏 名	川口 恵子
学 位 審 査 委 員	主査 谷村 賢治 副査 武政 剛弘 副査 連 清吉 副査 戸田 清		
論文審査の結果の要旨			
川口恵子氏は平成17年4月に長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程に入学し、現在に至っている。 同氏は生産科学研究科に入学以前から地方消費者行政に関する研究に着手しており、日本消費者教育学会研究奨励賞（平成16年度）受賞論文をはじめとして注目すべき著作を既にものしている。本研究科に入学後、研究をさらに深化・拡大させ、これらの諸成果を主論文「地方消費者行政の展開」としてまとめ上げ、この度、長崎大学大学院生産科学研究科教授会に博士（環境科学）の学位を申請した。 本研究は、複雑・多様化している今日の消費者問題の“現場”を直視し、そこで消費者が直面している課題を探り、それらの課題に地方消費者行政がいかに対処しているか、さらには対処すべきか、を検証したものといえる。“持続可能な消費”社会を構築するためには、市民のあるべき姿を問うことはもちろん大切だが、他方、これまでとかく等閑視されてきた地方消費者行政にも目を向け、その現状を観察し、のみならずその発展過程ならびにそれらを踏まえての今後の課題を明らかにすることを目的に、研究成果（審査付き論文7本、うち在学中4本）をまとめたものである。 本研究では、まず地方消費者行政に関する先行研究のサーベイを行っている。時期によっていくぶんばらつきが見られるとはいえ、総じて言えば研究蓄積の手薄なこと、また先行研究に共通のキーワードとして、「消費生活センター」と「消費者教育・啓発」を見出した。次に、九州地方就中熊本県を主たる研究対象地域とし、消費者行政の発展過程を検証している。事業内容が、消費生活に関する問い合わせから、苦情相談に変わり、相談内容も、消費生活知識から契約に関する知識に変わったこと、それにともない、相談員も有資格者が登用されるようになったこと。そして、このような①苦情相談の処理と、②商品テスト、およびそれらを市民に伝える③消費者教育・啓発活動が今日、地			

方消費者行政の3つの柱となっていることを押さえたのち、これらにフォーカスし、詳細な検討を加えている。①、③に関しては、地方消費者行政の最大の課題である消費者トラブル、なかでも多重債務、高齢者、金融商品の各消費者問題の分析を各章ごとに試みている。分析に際しては、担当行政職員や消費者団体等へのヒアリングを精力的に行い、博搜した文献資料等との突き合わせを行っている。

見出された成果は数多あるが、その一、二を述べると、従来の対処療法的な対応では問題解決に限界があり、かつ消費者行政の実効性を高めるためにも“消費者力”の向上が不可欠であること。そのためには生涯にわたる消費者教育の必要性を見出したものの、現状の消費生活講座の内容、手法等は不十分で、かつそれらの活動の効果測定は一切行われていなかったこと。

また、地方消費者行政にいま求められているのは、縦割り行政による責任と権限の不明確さに基づく被害の拡大の防止であり、そのためには関連機関の連携ないしは関連機関を統合調整する機能、制度の確立である。なお、地方消費者行政の新たな傾向として、消費生活センターと本課の機構一元化が進みつつあるが、これは行政改革による予算・人員削減に基づくもので、消費者行政の退行をもたらす。

③商品テスト事業は、地方レベルでは実質的に停止状況になっている。これは消費者の関心が単なる品質から環境への影響など高度化したために、従来の地方でのテスト性能では対応できなくなったことに拠る。

以上に記したように本論文は、暮らしにまつわる重要事象にもかかわらずこれまでほとんど採り上げてこられなかった地方消費者行政に関する貴重な知見を提供するとともに、生活環境学ならびに消費科学の学問分野において多大な貢献をなすものと評価できる。

長崎大学大学院生産科学研究科教授会は、平成20年7月16日の定例教授会において論文内容の要旨を検討し、本論文を受理して差し支えないものと認め、上記の審査委員を選定した。審査委員会では論文内容に関して慎重に審議し、公開論文発表会を実施するとともに、最終試験を行い、論文審査および最終試験の結果を平成20年9月10日の生産科学研究科教授会に報告した。

生産科学研究科教授会は、審査委員会の報告に基づき審議した結果、本論文は博士（環境科学）の学位に値するものとして合格と判定した。